

第4次森町行財政改革大綱

2018年(平成30年)2月

静岡県森町

<目 次>

第1	本大綱の目的と位置づけ	1
第2	行財政改革を推進する基本的な考え方	2
1	行財政改革のこれまでの取組	2
2	直面する現状と課題	2
3	行財政改革の必要性と基本的な考え方	2
第3	行財政改革の柱と方策	3
1	改革の柱	3
2	行財政改革の方策	3
第4	行財政改革の推進方策	6
1	実施時期	6
2	行財政改革の推進と進行管理	6

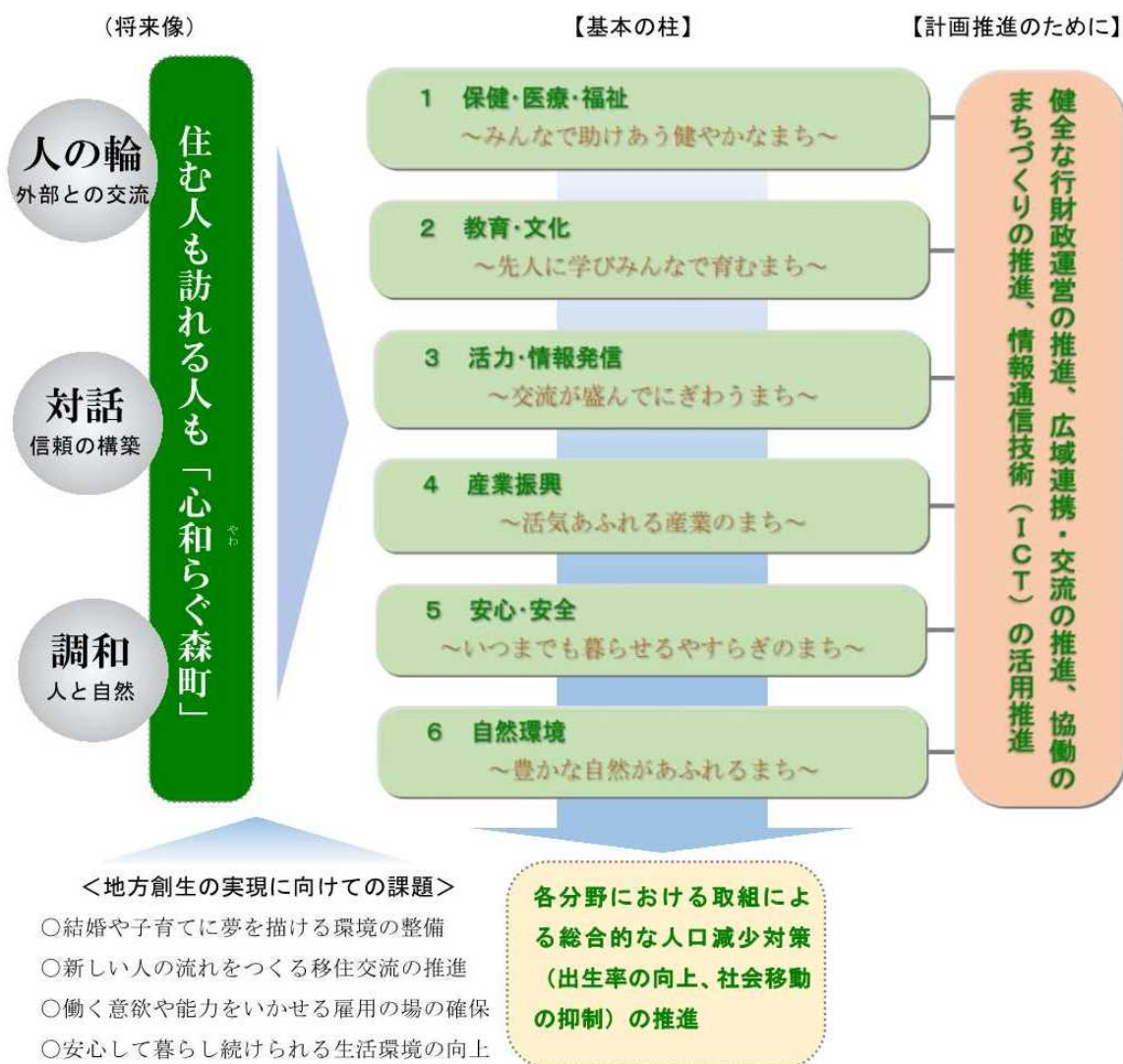
第1 本大綱の目的と位置づけ

本大綱は、2017年(H29)3月に策定された町の最上位計画である「第9次森町総合計画(2016年度(H28)～2025年度(H37))」の推進のための方策の1つとして位置づけられています。第9次森町総合計画では、町の将来像を「住む人も訪れる人も「心和らぐ森町」とし、基本の柱として「1 保健・医療・福祉」、「2 教育・文化」、「3 活力・情報発信」、「4 産業振興」、「5 安心・安全」、「6 自然環境」の6つを定め、それぞれの柱ごとに、推進のための関連計画を複数設けています。本大綱は、総合計画の6つの柱に共通する全般的な行財政運営にあたって、より効果の高い施策・事業の展開を図るための方向性を示します。

総合計画が中長期の計画であることから、本大綱においても、短期的に効果を生み出す取組だけでなく、将来的にも効果が現れる取組の方向性を示すものとします。

参考資料 第9次森町総合計画 まちづくりの基本目標設定概念図

■まちづくりの基本目標設定概念図



第2 行財政改革を推進する基本的な考え方

1 行財政改革のこれまでの取組

森町は、1985年(S60)に最初の森町行財政改革大綱を策定し、引き続き1996年(H8)に第2次、2006年(H18)に第3次となる大綱を策定し、行財政改革に絶え間なく取り組んできました。

具体的には、第3次森町行財政改革大綱に基づく、森町行財政改革実施計画(集中改革プラン(2006年(H18)策定))及び森町新行財政改革プラン(2011年(H23)策定)において、補助金・事務事業の見直し、機構改革、職員の削減等の行財政改革に取り組み、一定の成果を挙げてきています。

2 直面する現状と課題

急激な人口減少・少子高齢化により、労働力の減少や地域活力の低下、年金や医療費などの社会保障費の増加など社会のさまざまな影響が心配されており、森町においても、税収の減少とともに、社会保障関連経費の増加が懸念されています。

そして、高度経済成長期に整備された道路、河川等の社会資本の老朽化が同時に進んでおり、今後、これらの維持管理に多額の費用が掛かることが見込まれています。

さらに、行財政改革の一環として、人件費の削減のため、職員数を削減してきた中で、地方分権の推進により、地方自治体により多くの役割が求められ、また、地方自治体の創意工夫が求められる地方創生の取組が推進されており、今後は、より一層の職員の人材育成が必要となってきました。

3 行財政改革の必要性と基本的な考え方

行政を取り巻く状況を踏まえると、今後とも森町が町民サービスの維持・向上を図っていくためには、自立した、持続可能な行財政運営を目指し、引き続き、行財政改革に取り組んでいく必要があります。

また、取組の推進にあたり、町民がサービスの一方的な受け手ではなく、町民と行政が一体となって自立した地域社会を形成するという機運を高めるとともに、町の外の力も活用できるよう連携体制を整えていくことも求められています。

そして、単に無駄を省いたり、予算や職員数等を削減する行財政改革ではなく、削減すべきところは削減し、強化すべきところは積極的に取り入れながら、住民福祉の増進に寄与し、将来に負担を残さない質の高い行財政運営を目指す必要があります。

なお、行財政改革の推進にあたっては、自治体としての使命でもある、住民福祉の増進を図ること、最少の経費で最大の効果を挙げること、さらには、職員の資質

向上と、組織及び運営の合理化を図ることを常に意識し、積極的にチャレンジしていきます。

第3 行財政改革の柱と方策

改革の目的を達成するために、今後、取り組む行財政改革の内容を、5項目の改革の柱として位置づけます。

1 改革の柱

(1) 多様な連携と協働の推進

広報広聴機能の充実と行政情報の公開を実施し、多様な主体との連携と協働を積極的に推進します。

(2) 効果的な行財政運営の推進

事務事業の見直しやICT*1を活用した業務改革を行います。

(3) 財政の健全化

安定した歳入の確保、歳出構造の見直しなどを通じ、中長期的な視点に立った財政基盤を確立します。

(4) 人材育成・組織の見直し

職員の人材育成と組織の見直しを随時行うことにより、社会経済情勢の変化や新たな行政需要等に対応できる組織体制を整え、さらなる町民サービスの質向上を図ります。

(5) 公共施設等の適正管理と有効活用

少子高齢化による人口構成の変化や人口減少に応じた公共施設等の最適配置や、真に必要な施設の老朽化対策に取り組むとともに、未利用地の売却を含む公共施設の有効活用に取り組みます。

2 行財政改革の方策

(1) 多様な連携と協働の推進

① 広報広聴機能の充実

町民の町政に対する意見や要望などを聴取し、町民の声を活かした行政運営を推進するため、広報広聴機能の充実に努めます。

*1 「ICT」は、Information and Communication Technologyの略（情報通信技術）

② 行政情報の公開

町民の町政への積極的な参画を推進するため、行政情報の公開などを通じ、公正で透明性の高い町政の推進を図ります。

③ 多様な連携と協働による町政の推進

学校や企業等を含めた地域の多様な主体との連携・協働による効果的な事業の実施や、町民のより幅広い活躍によるまちづくりを推進します。さらに、町外から森町を応援してくれる方々の力を有効に活用します。

(2) 効果的な行財政運営の推進

① 事務事業の見直し

限られた財源の中で、社会経済情勢の変化、多様化する町民ニーズ及び新たな行政課題に的確に対応するため、事務事業を見直し、緊急性や優先性の高い町民ニーズに沿った行政サービスを提供します。

② ICTを活用した業務改革

情報セキュリティを確保した上で、ICTを活用した行政サービスの利便性の向上、業務の効率化、経費の節減等を図ります。また、ICTを活用した情報発信に努めます。

(3) 財政の健全化

① 安定した歳入の確保

今後、ますます厳しい財政状況が見込まれる中、行政需要に対応していくためには、安定した財源の確保が重要課題であり、町税の徴収率向上やふるさと納税制度の活用等に努めます。

② 歳出構造の見直し

持続可能な町財政を目指すためには、歳入に見合った歳出構造を構築することが必要であり、内部経費の見直し、特別会計*2及び企業会計*3の経営健全化を図ります。

*2 「特別会計」は、一般会計とは別の独立した経理管理がされる会計。当町では、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、公共下水道事業特別会計、大久保簡易水道事業特別会計、三倉簡易水道事業特別会計、大河内簡易水道事業特別会計がある。

*3 「企業会計」は、地方公営企業法の適用を受ける公営企業会計。当町では、水道事業会計、公立森町病院事業会計がある。

③ 財政状況の公表

統一的な基準による地方公会計*4の整備により、財務情報を町民にわかりやすく公表します。

(4) 人材育成・組織の見直し

① 職員の人材育成と組織の活性化

研修等を実施するとともに、職員のワークライフバランスにも留意することにより、職員の意欲を引き出し、能力を高めるとともに、法令、社会的規範の遵守の意識を高め、組織機能の強化を図ります。

また、人事評価制度を活用し、職員の人材育成と組織の活性化に努めます。

② 組織の見直し

社会経済環境の変化に伴う新たな行政課題等に的確に対応するため、効果的な組織体制の確保と事務分掌の再整理をするとともに、組織の機能強化を図るため、継続的に見直しを進めます。

また、外部委託、指定管理*5の検討を行い、町民や民間の活力を活用できるよう努めます。

③ 適正な定員管理

将来的な行政需要と職員数の状況を十分考慮した職員確保について、適正な定員管理に努めます。

(5) 公共施設等の適正管理と有効活用

① 公共施設等の適正管理

中長期的な視点に立った公共施設の集約・統廃合などの最適配置、計画的な維持管理に取り組みます。

② 町有資産の有効活用

町が保有する未利用地等の売却、貸付、町有資産の利用方法の見直しを行い、有効活用を推進します。

*4 地方公共団体の予算・決算制度は、単式簿記（現金主義）方式を採用しているが、このやり方は、その年度中にどれだけ収入があり、どのように支出したかという現金の動きがわかりやすい反面、町が整備してきた道路や建物などの資産及び負債の状況、行政サービスに要したコストを把握することができないといった問題点が指摘されていた。

「統一的な基準による地方公会計」は、公営企業会計と同様、複式簿記（発生主義）方式を取り入れ、「資産・債務の適切な管理」「財務情報の分かりやすい開示」を行い、現行の単式簿記を補完するものとなる。

*5 「指定管理」は、民間事業者を含んだ地方公共団体が指定する「指定管理者」が管理を代行すること。

<体系図>

改革の柱	方策
1 多様な連携と協働の推進	(1) 広報広聴機能の充実
	(2) 行政情報の公開
	(3) 多様な連携と協働による町政の推進
2 効果的な行財政運営の推進	(1) 事務事業の見直し
	(2) ICTを活用した業務改革
3 財政の健全化	(1) 安定した歳入の確保
	(2) 歳出構造の見直し
	(3) 財政状況の公表
4 人材育成・組織の見直し	(1) 職員の人材育成と組織の活性化
	(2) 組織の見直し
	(3) 適正な定員管理
5 公共施設等の適正管理と有効活用	(1) 公共施設等の適正管理
	(2) 町有資産の有効活用

第4 行財政改革の推進方策

1 実施時期

この大綱に基づく行財政改革の推進は、2018年度（平成30年度）から開始するものとします。

2 行財政改革の推進と進行管理

大綱に定めた事項を推進するため、行財政改革プランを策定し、計画的に取り組

んでいきます。

行財政改革を着実に推進するため、各部署に職場進行管理者を設け、全庁的な連携のもとに進行管理を行います。行財政改革には町民の理解と協力が欠かせないことから、その進捗状況や成果等を町ホームページ等で公表します。